

令和３年守山市議会９月定例会月会議提出議案(案)

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	－ 件
認定案件	10 件	諮問案件	3 件
予算案件	3 件	推薦案件	－ 件
条例案件	2 件	提出案件計	19 件
人事案件	1 件	(報告案件)	4 件

提出日 令和３年９月３日(予定)

2 議案概要

【認定第１号】 令和２年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	47,046,077千円
歳出決算総額	45,858,495千円
歳入歳出差引額	1,187,582千円
翌年度へ繰越すべき財源	601,097千円
実質収支	586,485千円

【認定第２号】 令和２年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,691,983千円
歳出決算総額	6,686,163千円
歳入歳出差引額	5,820千円
翌年度へ繰越すべき財源	－千円
実質収支	5,820千円

【認定第３号】 令和２年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	123,597千円
歳出決算総額	118,559千円
歳入歳出差引額	5,038千円
翌年度へ繰越すべき財源	－千円
実質収支	5,038千円

【認定第4号】 令和2年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	8,720千円
歳出決算総額	4,290千円
歳入歳出差引額	4,430千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	4,430千円

【認定第5号】 令和2年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

＜保険事業勘定＞

歳入決算総額	5,421,902千円
歳出決算総額	5,335,956千円
歳入歳出差引額	85,946千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	85,946千円

＜サービス事業勘定＞

歳入決算総額	29,223千円
歳出決算総額	29,223千円
歳入歳出差引額	一千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	一千円

【認定第6号】 令和2年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	907,051千円
歳出決算総額	905,997千円
歳入歳出差引額	1,054千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	1,054千円

【認定第7号】 令和2年度守山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	219,971千円
歳出決算総額	218,470千円
歳入歳出差引額	1,501千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	1,501千円

【認定第8号】 令和2年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,408,521,919 円
支出決算額	1,478,555,935 円
資本的収入決算額	216,300,000 円
支出決算額	609,624,060 円
当年度純利益	111,971,307 円
当年度未処分利益剰余金	186,920,043 円

【認定第9号】 令和2年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,211,641,063 円
支出決算額	2,164,904,725 円
資本的収入決算額	876,271,900 円
支出決算額	1,605,324,707 円
当年度純利益	21,411,701 円
当年度未処分利益剰余金	21,411,701 円

【認定第10号】 令和2年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	574,320,708 円
支出決算額	347,538,216 円
資本的収入決算額	200,561,679 円
支出決算額	465,771,660 円
当年度純利益	221,208,492 円
当年度未処理欠損金	1,958,545,127 円

【議第60号】 令和3年度守山市一般会計補正予算（第8号）

歳入歳出補正額 641,833千円 （補正後の額 30,362,576千円）

【議第61号】 令和3年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 40,609千円 （補正後の額 6,863,609千円）

【議第62号】 令和3年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 42,971千円（補正後の額 5,380,971千円）

【議第63号】 守山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

（制定概要） 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した行政の推進により、行政運営の効率化を図り、市民の利便性の向上に寄与するため、市が受ける申請、届出や市が行う処分通知等

を、情報通信技術を利用する方法で行うために必要となる事項を定めるもの

- (1) 市が受ける「申請等」、市が行う「処分通知等」「縦覧等」など、必要な用語を定義する。
 - (2) 市が電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの。以下「オンラインシステム」とする。）による申請、届出を受けるために必要な事項を定める。
 - ア 条例、規則で定める書面での申請、届出を規定している場合に、オンラインシステムにより行わせることができる。
 - イ オンラインシステムにより行われた申請、届出の到達日は、市のコンピューター（パソコン、サーバー、システム等）に記録された日とする。
 - ウ 申請、届出に署名が必要な場合は、個人番号カードの利用による電子署名等に代えることができる。
 - エ 使用料等が必要な場合は、クレジットカードの利用など、オンラインシステムを用いた納付ができる。
 - オ 申請、届出において、文書の原本の確認が必要な場合など、オンラインシステムでは困難な手続を除いたその他の手続は、オンラインシステムで行うことができる。
 - (3) 市が行う処分通知について、申請、届出と同様に、上記(2)のエを除く規定について、オンラインシステムで取り扱うことができる規定を追加する。
 - (4) 市が条例、規則で書面により縦覧、閲覧を行うことと規定している場合であっても、電磁的記録（以下「電子データ」）により縦覧、閲覧を行うことができる。
 - (5) 条例、規則で書面により作成することとされている場合においても、電子データで行うことができ、署名が必要とされている場合は、電子署名等で代えることができる。
 - (6) 対面により本人確認が必要な場合など、オンラインシステムには適さない手続の適用除外を規定する。
 - (7) 市が受ける申請、届出に添付すべき書類が規定されている場合であっても、添付書類から確認すべき情報が個人番号カードの利用等により入手もしくは参照できる場合は、省略することができる。
 - (8) 市長は、オンラインシステムでの手続を可能とした事務の一覧など、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、公表しなければならない。
 - (9) この条例の施行に関し必要な事項（対象事務およびその適用日等）は、規則で定める。
- ※ 施行日から公共施設予約システムに係る各施設の申請に関する事務に適用し、その他の事務は順次、規則で定める日から適用する。

（施行期日等）

- (1) 施行期日 令和3年10月1日
- (2) 守山市行政手続条例の一部を改正する。

行政処分の理由の提示を、申請書や添付書類だけでなく、個人番号カードの利用等により入手もしくは参照した情報をもって行うことができる規定を追加する。

【議第64号】 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

(制定概要) 守山市行政経営方針に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料、手数料等について、1.1倍に増額する見直しを行おうとするもの

(1) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

- ア 美術展覧会出品手数料の改正
- イ 公民館の使用料の改正
- ウ 生涯学習会館の使用料の改正
- エ 勤労者余暇利用施設地域総合センタースポーツ広場夜間照明施設の使用料の改正
- オ 勤労者余暇利用施設地域総合センタースポーツ広場テニスコート使用料の改正
- カ 地域総合センター同和対策集会所の使用料の改正
- キ 地域総合センター児童センター・遊戯室の使用料の改正
- ク 地域総合センタースポーツ広場の使用料の改正
- ケ 守山市下之郷史跡公園の使用料の改正
- コ 近江妙蓮公園入園料の改正
- サ 近江妙蓮公園妙蓮庵の使用料の改正
- シ 野洲川立入河川公園多目的広場の使用料の改正
- ス 守山市民交流センターの使用料の改正
- セ 関係条文の引用条項の条ずれの整備

(2) 守山市民文化会館の設置および管理に関する条例の一部改正

守山市民文化会館の使用料の改正

(3) 守山市守山駅前コミュニティホールの設置および管理に関する条例の一部改正

守山市守山駅前コミュニティホールの使用料の改正

(4) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部改正

- ア 天然芝コート（全面）の使用料の改正
- イ 人工芝Aコートおよび人工芝Bコート使用料の改正
- ウ 夜間照明施設使用料の改正
- エ クラブハウス使用料の改正

(5) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部改正

一般廃棄物処理手数料の改正

(6) 守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例の一部改正

歴史文化まちづくり館の利用料の改正

(7) 守山市都市公園条例の一部改正

- ア 守山市民スポーツ広場の利用料の改正
- イ 守山市民スポーツ広場の備品利用料の改正
- ウ 守山市民体育館アリーナの利用料の改正
- エ 守山市民体育館多目的アリーナの利用料の改正
- オ 守山市民体育館弓道場の利用料の改正
- カ 守山市民体育館会議室・選手控室の利用料の改正

- キ 守山市民体育館備品の利用料の改正
- ク 守山市民運動公園テニスコートの利用料の改正
- ケ 市民球場の球場利用料の改正
- コ 市民球場の会議室等利用料の改正
- サ 市民球場の設備・備品利用料の改正
- シ 守山市民運動公園ソフトボール場の利用料の改正
- ス 美崎公園パークセンターの利用料の改正
- セ 美崎公園キャンプ場の利用料の改正

(施行期日等)

- (1) 施行期日 令和4年4月1日以後の規則で定める日
- (2) 経過措置 施行日以後の使用等に係る使用料、手数料は改正後の規定により徴収することができるものとする。

【議第65号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

【諮問第2号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

【諮問第3号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

【諮問第4号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

【報告第14号】 令和2年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率	— (比率なし)
連結実質赤字比率	— (比率なし)
実質公債費比率	4.5%
将来負担比率	0.2%
資金不足比率	— (比率なし)

【報告第15号】 専決処分の報告について

令和3年4月に埋蔵文化財センター敷地内で除草作業中に刈り払い機からの飛び石により、約10メートル先に駐車されていた自家用車のリアガラスを破損した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金451,000円

【報告第16号】 専決処分の報告について

令和3年6月に洲本町地先において、市道浜街道中野線を車両が走行中に路肩の一部欠損している箇所に左後輪のタイヤが転落したことにより、タイヤとホイールが損傷した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金14,230円

【報告第17号】 専決処分の報告について

令和3年7月に吉身会館に駐車しようとした際に、側溝のグレーチングが相手方車両下部を損傷した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金7,358円